告示

○総務省告示第七十号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項第三号の基幹統計として次のように指定したので、同法第七条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十三年三月二日

総務大臣　片山　善博

一　名称　生命表

二　作成目的　全国の区域について、日本人の死亡及び生存の状況を分析することを目的とする。

三　作成者　厚生労働大臣

四　作成方法　統計調査以外の方法により作成する。

附　則

この指定は、平成二十三年度に公表するものから効力を生ずる。

○総務省告示第七十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、平成二十年総務省告示第四十七号（特定基地局の開設に関する計画の認定を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月二日

総務大臣　片山　善博

表中「株式会社ウィルコム」を「Ｗｉｒｅｌｅｓｓ　Ｃｉｔｙ　Ｐｌａｎｎｉｎｇ株式会社」に改める。

○総務省告示第七十二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の十四第三項の規定により、同法第二十七条の十三第一項の認定を受けた一・七ＧＨｚ帯東名阪バンドを使用する特定基地局の開設に関する計画に係る周波数の指定を変更したので、同法第二十七条の十四第五項の規定に基づき、公示する。

平成二十三年三月二日

総務大臣　片山　善博

指定を変更した日	変更後の指定した周波数	認定を受けた者の名称
平成二十三年一月二十五日	一、八五九・九ＭＨｚを超え一、八七九・九ＭＨｚ以下（平成十七年総務省告示第八百八十三号第二項第二号㈡に規定する茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県の区域に係るものに限る。）	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
平成二十三年一月二十五日	一、八五九・九ＭＨｚを超え一、八七九・九ＭＨｚ以下（平成十七年総務省告示第八百八十三号第二項第二号㈡に規定する岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域に係るものに限る。）	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
平成二十三年一月二十五日	一、八五九・九ＭＨｚを超え一、八七九・九ＭＨｚ以下（平成十七年総務省告示第八百八十三号第二項第二号㈡に規定する滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域に係るものに限る。）	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

○総務省告示第七十三号

平成十七年総務省告示第八百八十三号（一・七ＧＨｚ帯又は二ＧＨｚ帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を定める件）第五項第三号㈡の規定に基づき、平成十七年総務省告示第八百八十四号（平成十七年総務省告示第八百八十三号の開設指針に基づき、同告示第五項第三号㈡に規定する第三世代用周波数を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月二日

総務大臣　片山　善博

表株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの項中「一、八六四・九ＭＨｚ」を「一、八五九・九ＭＨｚ」に改める。

○総務省告示第七十四号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十年総務省告示第七百十四号）の一部を次のように変更する。

平成二十三年三月二日

総務大臣　片山　善博

第４の表中「1859.9MHz」を「1854.9MHz」に、「1864.9MHz」を「1859.9MHz」に改める。

総務省
○農林水産省
国土交通省告示第一号

離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき、離島振興対策実施地域の指定を次のとおり一部解除し、平成二十三年四月一日から施行することとしたので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十三年三月二日

総務大臣　片山　善博
農林水産大臣　鹿野　道彦
国土交通大臣　大畠　章宏

離島振興対策実施地域の指定解除地域

地域名	県名	指定解除地域	備考
平戸諸島	長崎県	松浦市鷹島（旧鷹島村）	昭和二十八年十二月二十三日総理府告示第二百六十一号で公示した鷹島を解除する。

総務省
○農林水産省
国土交通省告示第二号

半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定に基づき半島振興対策実施地域を指定するので、半島振興対策実施地域を指定する件（昭和六十三年総理府告示第三十号）の一部を次のように改正し、同条第四項の規定に基づき、公示する。

平成二十三年三月二日

総務大臣　片山　善博
農林水産大臣　鹿野　道彦
国土交通大臣　大畠　章宏